

公立大学法人大分県立看護科学大学非常勤講師就業規則

平成18年 4月 1日
規程第 25号

(目的)

第1条 この規則は、公立大学法人大分県立看護科学大学職員就業規則第2条第3項の規定により、公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「本学」という。）に勤務する非常勤講師の就業に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規則において非常勤講師とは、本学が毎年度定めるカリキュラムに基づき、特定の授業項目について講義、実習指導等に従事またはその補助に従事する者で、理事長が認めた者をいう。

(規則の遵守)

第3条 本学及び非常勤講師は、誠意をもってこの規則を遵守しなければならない。

(採用)

第4条 非常勤講師の採用は、選考によるものとする。

(勤務条件の明示)

第5条 本学は、採用しようとする非常勤講師に対し、あらかじめ、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- (1) 報酬に関する事項
- (2) 勤務場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 労働契約の期間に関する事項
- (4) 勤務時間に関する事項
- (5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

(提出書類)

第6条 非常勤講師として採用された者は、次の書類を速やかに本学に提出しなければならない。ただし、本学が提出を要しないと認めた場合は、一部を省略することができる。

- (1) 履歴書（写真貼付）
 - (2) その他本学が必要と認める書類
- 2 前項の提出書類の記載事項に異動があったときは、非常勤講師は、書面により、その都度速やかに届けなければならない。
- 3 非常勤講師が、これら届出を遅滞した場合、届出をしなかった場合又は虚偽の届出をした場合において、本人が本学から不当な利益を得たことが発覚したときは、速やかに差額分全額を本学に返還しなければならない。また悪質と認められた場合は、所定の手続に基づき、懲戒処分とする。

(提出書類の利用目的)

第7条 本学は、本規則及び関連諸規程に基づき提出された書類を、次の目的のため利用する。

- (1) 採用の決定
- (2) 報酬の決定
- (3) 報酬の支払いに必要な手続
- (4) 懲戒

- (5) 退職・解雇
- (6) 災害補償
- (7) 前各号のほか、本学の諸規定を実施するために必要な事項

(契約期間)

第8条 非常勤講師の契約期間は、1年以内とし、個別に定める。

- 2 契約期間の末日は、発令された日の属する事業年度の末日を超えることはない。
- 3 労働契約は、これを更新しないものとする。
- 4 前項の規定は、新たな労働契約の締結を妨げるものではない。

(退職)

第9条 非常勤講師は、次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める日をもって退職したものとす。

- (1) 退職を申し出たとき 本学が退職日と認めた日
- (2) 労働契約の期間が満了したとき 労働契約期間満了の日
- (3) 死亡したとき 死亡日

(自己都合による退職手続)

第10条 非常勤講師が退職しようとするときは、退職を予定する日の30日前までに文書をもって本学に通知するものとする。ただし、本学が特に認めた場合はこの限りではない。

(解雇)

第11条 非常勤講師が次の各号の一に該当する場合は、解雇することができる。

- (1) 勤務成績が著しく良くない場合
 - (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - (3) 経営上又は業務上やむを得ない場合
 - (4) その他職務に必要な適格性を欠く場合
- 2 非常勤講師が次の各号の一に該当する場合は、解雇する。
- (1) 成年被後見人又は被保佐人となった場合
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合
- 3 前2項の取扱いについては、一般職員の例による。

(解雇制限)

第12条 解雇制限については、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)第19条の定めるところによる。

(解雇予告)

第13条 解雇の予告については、労基法第20条の定めるところによる。

(退職時の責務)

第14条 本学を退職し、又は解雇された非常勤講師は、保管中の備品、書類その他すべての物品を速やかに返還しなければならない。

(退職証明書の交付)

第15条 退職時等の証明については、労基法第22条の定めるところによる。

(報酬の決定及び支払)

第16条 非常勤講師の報酬は時間給とし、単価は職務内容及び職務態様を考慮して、各人ごとに定める。

- 2 非常勤講師には、本条に定める報酬及び次条に定める交通費以外は支給しない。
- 3 報酬は、月の初日から末日までの分を翌月の10日(その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日に後において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日)に支給する。
- 4 前項にかかわらず、理事長が必要と認めるときは、任意の時期に支給することができる。

(交通費)

第17条 非常勤講師に、交通費を支給する。

- 2 交通費は、一般職員の旅費の例により支給する。

(報酬及び交通費の支払方法)

第18条 報酬及び交通費は、通貨によって直接本人に支払う。ただし、非常勤講師が希望し、本学が承認した場合は、本人が指定した本人名義の預金口座に振り込むことによって支払うものとする。

(遵守事項)

第19条 非常勤講師は次の事項を守らなければならない。

- (1) 法令及び本学が定める規則、規程等を遵守し、職場の規律を保持し、互いに協力して、その職務を遂行しなければならない。
- (2) 本学の名誉若しくは信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) 職務上の地位を私的に利用してはならない。
- (4) 職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならず、また退職後も同様とする。ただし、法令による証人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合において、本学の許可を受けた場合はこの限りでない。
- (5) 本学の敷地及び施設内(以下「学内」という。)で、喧騒、その他秩序・風紀を乱す行為をしてはならない。
- (6) 本学の許可なく、学内で集会、演説、宣伝または文書画の配付、回覧、掲示その他これに準じる行為をしてはならない。
- (7) 前各号のほか、非常勤講師の服務については、一般職員の例による。

(所定勤務時間)

第20条 非常勤講師の勤務時間及び休憩時間は、個別に定める。

- 2 本学は、業務の都合上必要があると認められる場合は、個別に定める勤務時間及び休憩時間を変更することができる。

(災害時等の勤務)

第21条 非常勤講師は、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合は、その必要限度において、正規の勤務時間外の勤務を命じられることがある。この場合においては、労基法第33条第1項の手続を必要とするものとする。

(懲戒)

第22条 非常勤講師が次の各号の一に該当する場合は、懲戒処分を行う。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (2) 正当な理由がなく無断欠勤をした場合
- (3) 正当な理由がなくしばしば遅刻、早退する等勤務を怠った場合
- (4) 故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合
- (5) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があった場合
- (6) 本学の名誉又は信用を著しく傷つけた場合
- (7) 素行不良で本学の秩序又は風紀を乱した場合
- (8) 経歴を故意に偽った場合
- (9) その他法令及び本学が定める規則、規程等に違反し、又は前各号に準じる行為があった場合

2 懲戒は、前項各号に掲げる非違行為の程度に応じ、一般職員の例により、これを行う。

(訓告等)

第23条 前条に規定する場合のほか、サービスを厳正にし、規律を保持するため必要がある場合は、訓告又は厳重注意を行うことができる。

(損害賠償)

第24条 非常勤講師が、故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合は、前2条の規定による懲戒処分又は訓告等の有無にかかわらず、その損害の全部又は一部を賠償させることができる。

(非常時の措置)

第25条 非常勤講師は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はそのおそれがあることを知ったときは、緊急の措置をとるとともに、本学に連絡して、その指示に従い、被害を最小限に食い止めるよう努力しなければならない。

(就業の禁止)

第26条 非常勤講師は、自己、同居人又は近隣の者が伝染性感染症にかかり又はその疑いがある場合は、直ちに本学に届け出て、その命令に従わなければならない。

2 前項の届け出の結果、必要と認める場合は、当該非常勤講師に、就業の禁止を命じることができる。

(災害補償)

第27条 非常勤講師の業務上及び通勤途上における災害については、労基法及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによる。

(その他)

第28条 その他非常勤講師の就業に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。